

# 「サンシャイン居宅介護支援センター」 重要事項説明書

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。※この「重要事項説明書」は、「八戸市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」に基づき、指定居宅介護支援の提供に係る契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1. 指定居宅介護支援の概要

### (1) 事業所の概要

事業所名	サンシャイン居宅介護支援センター
所在地	青森県八戸市東白山台二丁目2番1
電話番号	0178-23-5050
FAX番号	0178-23-5306
事業所番号	0270301617
通常の実施地域	八戸市

\*上記地域以外にお住まいの方でご希望の方はご相談ください。

### (2) 当施設の職員体制

#### I 管理者 1人（常勤・介護支援専門員兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、遵守すべき事項についての指揮命令を行いません。

#### II 介護支援専門員 1人以上（1名は管理者と兼務）

介護支援専門員（ケアマネジャー）は、居宅介護支援の業務を行います。

### (3) 営業日、営業時間

#### I 営業日 月曜日から金曜日（祝日含む）※ 但し、年末年始を除く

#### II 営業時間 午前8時30分から午後5時30分まで

営業時間外は特別養護老人ホームサンシャインへ転送となります

## 2. 事業の目的及び運営の方針

### (1) 事業の目的

要介護者等からの相談に応じ、要介護者とその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人やその家族の意向等を基に居宅サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者（サービス事業所）、介護保険施設等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。

### (2) 運営の方針

- ・利用者が要介護状態となっても、できる限り自宅で自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- ・こころとからだの状況、環境等に応じて、適切な保健医療サービス及び福祉サービスを多様な事業者からご自身に選んでいただき、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- ・利用者の思いや人格を尊重し、常に利用者寄り、提供される居宅サービス等が不当にかたよることのないよう、公正中立な立場で支援します。
- ・八戸市、地域包括支援センター、関係医療機関・主治医、介護保険施設、指定特定相談支援事業者等との連携に努めます。
- ・人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制を整備し、従業者に対し、研修等を実施します。

## 3. 指定居宅介護支援の提供方法、内容

居宅介護支援の提供に当たっては、利用者自身がサービスを選択することを基本に支援し、サービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者または家族に対して提供するものとします。

### (1) 居宅サービス計画（ケアプラン）の作成

- ・ご自宅を訪問して、利用者の健康状態や生活の状況、環境等を把握したうえで、必要なサービスが総合的かつ効率的にスムーズに提供されるよう配慮し、居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成します。作成したケアプランは、利用者、サービス事業所に交付します。
- ・利用者、ご家族は、ケアプランに位置付ける指定居宅サービス事業等について、ケアマネジャーに対して複数の事業所の紹介を求めることができます。また、その選定理由の説明を求めることができます。
- ・利用者、ご家族は、当事業所が作成したケアプランの、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用状況について説明を求められます。

### (2) 居宅サービス事業所との連絡、調整

- ・毎月1回、ご自宅を訪問し、利用者とは面接してその結果を記録します。（モニタリング）

- ・ご利用されるサービス事業所等と緊密に連携を図り、利用者の状況に変化がみられる場合には円滑に連絡が行われる体制づくりに努めます。サービス事業所から得た、利用者の服薬や口腔内の状況、その他心身または生活に状況に係る情報は、ケアマネジャーが必要と判断した場合は、主治医、歯科医師、薬剤師に情報提供を行いません。
- ・ケアプランに医療系サービスを位置づける場合には、利用者の同意を得た上で主治医に意見を求め、医師に対しケアプランを交付します。
- ・作成したケアプランは定期的に見直しをします。また、利用者の希望や、身体状況の変化、サービス事業所からの意見がある場合も必要に応じて見直しや変更の検討を行いません。

### (3) 介護保険施設等との連携

- ・身体状況の変化等により自宅での生活が困難になった場合、利用者や家族が施設への入所を希望する場合には、希望に見合った介護保険施設の紹介や情報の提供を行います。
- ・施設等から退院又は退所する場合は、自宅での生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ居宅サービス計画を作成するなどの援助を行います。

### (4) 地域包括支援センターとの連携

- ・要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合は、高齢者支援センター(指定介護予防支援事業者)と必要な情報を提供する等の連携を図ります。
- ・当事業所は介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務を、高齢者支援センター(指定介護予防支援事業者)より受託しています。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料

利用料金は厚生労働大臣の定める基準によるものとしますが、法定代理受領サービスであるときは、利用料を徴収しません。(介護保険制度から全額支給されるので、自己負担はありません)

### (2) 交通費

- ・八戸市にお住まいの方は無料です。
- ・近隣町村の方は当法人規定によります。

## 5. サービスの利用にあたって

- ・重要事項の説明、契約の締結と、市町村への届出により、利用開始となります。
- ・利用者の希望で、契約はいつでも解除することが出来ます。
- ・以下の場合は自動的に契約終了となります。
  - (1) 利用者が介護保険施設に入所した場合
  - (2) (看護) 小規模多機能型居宅介護支援を利用することとなった場合
  - (3) 要介護認定が事業対象者又は要支援1・2と認定された場合
  - (4) 利用者が亡くなられた場合

- ・事業所の都合でサービスを終了する場合は、1か月前までに文書で通知するとともに、ご希望に応じ、他の事業所の紹介等を行ないます。
- ・サービス提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）と負担割合証を確認させていただきます。被保険者（利用者）の住所などに変更があった場合は、手続きが必要になる場合がありますので、速やかにお知らせください。
- ・利用者が要介護認定を受けていない場合は、速やかに申請が行われるよう支援します。
- ・要介護認定の更新の申請の手続きは、ご希望に応じケアマネジャーが行います。遅くとも要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な支援を行います。
- ・利用者の主治の医師および関係医療機関との間において、利用者の疾患に関する情報について、個人情報利用の同意を得たうえで必要に応じ連絡をとらせていただきます。また、利用者が入院した際、利用者、家族より入院先へ担当ケアマネジャーの所属事業所と氏名を通知することが義務付けられています。**利用者が入院された場合は病院関係者に上記をお伝えいただくとともに、当事業所にもご連絡下さい。**同様に、退院後の在宅生活の準備をスムーズに行うため、**退院の予定が立った際には当事業所にもご連絡下さい。**利用者の不測の入院時に備え、担当の居宅介護支援事業者が医療機関に伝わるよう、入院時に持参する医療保険証またはお薬手帳等に、当事業所名および担当のケアマネジャーがわかるよう、名刺を張り付ける等の対応をお願いいたします。
- ・サービスの提供には、利用者、ご家族のご協力が重要です。万が一、故意や過失でお互いの信頼関係が損なわれるようなことがあった場合には契約を解除させていただきますことでもありますのでご了承下さい。

## 6. サービス内容に関する苦情

事業所は、相談・苦情等を受け付けるため、下記のとおり窓口を設置しています。相談・苦情等を受け付けた場合は、事業所としてその内容等を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行ないます。

苦情受付責任者	柿崎 詳太 (特別養護老人ホームサンシャイン 福祉課長)
連絡先	電 話 0178 - 23 - 5050 FAX 0178 - 23 - 5306
その他の 相談窓口	八戸市 介護保険課 0178 - 43 - 9292 (直通)
	青森県国民健康保険団体連合会 (苦情処理委員会) 017 - 723 - 1336

## 7. 事故発生時の対応

居宅介護支援の提供中、事故が発生した場合は誠意を持って対応いたします。

速やかに八戸市や利用者の家族等に連絡を行うとともに、事故の状況や対応を記録し、原因を解明し、再発防止の対策を行います。

なお、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに対応いたします。（当事業所は「A I G 損害保険株式会社」と損害賠償保険契約を結んでおります。）

## 8. 守秘義務と個人情報の利用について

事業所は、「個人情報の保護に関する法律」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（厚生労働省作成）に基づき、個人情報の適切な管理・運用に努めます。

従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密（個人情報）を保持します。また、従業者であった者に対し、個人情報を、故意または過失により第三者に開示、漏洩することのないよう、退職後もこれらの秘密を保持すべき旨、法人と従業者が契約を結んでいます。

利用者等の個人情報については、サービス提供以外の目的では原則的に使用いたしません。個人情報を使用する場合は、下記のとおりといたします。

使用目的	<ul style="list-style-type: none"><li>・サービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合</li><li>・上記の外、介護サービス事業所との連絡調整のために必要な場合</li><li>・現に介護サービスの提供を受けている場合で、体調等を崩し又はケガ等で病院へ行ったとき、医師又は看護師に状況を説明する場合</li></ul>
個人情報を提供する事業所	<ul style="list-style-type: none"><li>・居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所</li><li>・病院又は診療所（体調を崩し又はケガ等で診療することになった場合）</li></ul>
個人情報を使用する期間	介護サービスの提供を受けている期間
使用する条件（事業者の責務）	<ul style="list-style-type: none"><li>・個人情報については必要最小限の範囲で使用するものとし、個人情報の提供にあたっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。</li><li>・個人情報を使用した会議、相手方、個人情報利用の内容等その経過を記録します。</li><li>・利用者に対する個人情報の利用目的の変更があった場合は通知致します。</li></ul>

## 9. 業務継続計画の策定

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画を策定し、必要な措置を講じます。また、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

### 10. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置

事業所は、感染症の発生及びまん延防止のため、次に掲げる措置を特別養護老人ホームサンシャインと一体的に講じます。

- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会への参画
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の定期的な実施

### 11. 虐待の防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を特別養護老人ホームサンシャインと一体的に講じ、その担当は管理者とします。

- ・ 虐待防止のための対策を検討する委員会への参画
- ・ 虐待防止のための指針の整備
- ・ 虐待防止のための定期的な研修の実施

令和 年 月 日

居宅介護支援について、利用者、ご家族に対して本書面に基づいて重要事項を説明致しました。

名 称 サンシャイン居宅介護支援センター  
事業所 所在地 青森県八戸市東白山台二丁目2番1  
説明者職氏名 介護支援専門員 晴山 久美子 印

本書面により、事業者から指定居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、説明内容及びサービス提供開始に同意します。

また、「8. 守秘義務と個人情報の利用について」に定める利用者の個人情報の使用についても同意します。

利用者氏名 \_\_\_\_\_

代理人  
(署名代行者) \_\_\_\_\_

家族代表氏名 \_\_\_\_\_ (続柄: \_\_\_\_\_)



# サンシャイン居宅介護支援センター 契 約 書

重要事項の説明をもって契約と致します。

令和 年 月 日

利用者  
住 所

氏 名

代理人  
(署名代行人)  
住 所

氏 名

事業者  
所在地 青森県八戸市東白山台二丁目2-1  
事業所名 サンシャイン居宅介護支援センター  
管 理 者 晴山 久美子